

宮崎県屋外広告物審議会議案書

令和5年12月14日(木)

都城志布志道路（乙房 IC～都城 IC）の供用に係る禁止地域等の指定の見直しについて

宮崎県屋外広告物条例第 8 条第 11 号の規定により知事が指定する区域を次のとおり変更する。

（変更前）

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年 6 月 29 日告示第 630 号）

5 [略]

（2）一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道 10 号（都城志布志道路）	乙房インターチェンジ（都城市乙房町地内）	五十町インターチェンジ（都城市五十町地内）	500m	用途地域等を除く区域	第 2 種禁止地域等
	乙房インターチェンジ（都城市乙房町地内）	五十町インターチェンジ（都城市五十町地内）	200m	用途地域等	第 3 種禁止地域等

(変更後)

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年6月29日告示第630号）

5 [略]

(2) 一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道10号（都城志布志道路）	都城インターチェンジ（都城市高木町地内）	五十町インターチェンジ（都城市五十町地内）	500m	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
	都城インターチェンジ（都城市高木町地内）	五十町インターチェンジ（都城市五十町地内）	200m	用途地域等（ただし、 <u>都城市都北町及び都城市太郎坊町において令和5年度までに用途地域等の指定を受けた区域を除く。</u> ）	第3種禁止地域等

【理由】

都城志布志道路の新たな区間の供用に伴い、周辺地域の事情等を勘案しながら、沿道の良い景観の形成、風致の維持を図る必要があるため。

【施行時期（予定）】

供用開始時期に併せて施行する。

国道 221 号及び 268 号に係る起点名の修正について

宮崎県屋外広告物条例第 8 条第 11 号の規定により知事が指定する区域を次のとおり修正する。

(変更前)

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年 6 月 29 日告示第 630 号）

5 [略]

(2) 一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道 221 号	小林市堤字三松 3535 番地先	小林市と高原町と の境界	100m	用途地域等 を除く区域	第 3 種禁止 地域等
	高原町大字西麓字 馬登 1792 番地先	都城市高崎町大牟 田字上新田 1366 番 地先	100m	用途地域等 を除く区域	第 2 種禁止 地域等
国道 268 号	小林市野尻町東麓 字出口 1999 番 1 地 先	小林市と宮崎市と の境界	100m	用途地域等 を除く区域	第 2 種禁止 地域等

(変更後)

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年6月29日告示第630号）

5 [略]

(2) 一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道 221 号	小林市堤字三松 3535 番 <u>1</u> 地先	小林市と高原町と の境界	100m	用途地域等 を除く区域	第 3 種禁止 地域等
	高原町大字西麓字 馬登 1792 番 <u>1</u> 地先	都城市高崎町大牟 田字上新田 1366 番 地先	100m	用途地域等 を除く区域	第 2 種禁止 地域等
国道 268 号	小林市野尻町東麓 字 <u>宮竹</u> 1999 番 1 地 先	小林市と宮崎市と の境界	100m	用途地域等 を除く区域	第 2 種禁止 地域等

【理由】

地番の遺漏又は誤りがあり、修正が必要であるため。

【施行時期（予定）】

速やかに施行する。

国道 327 号（永田バイパス）の部分供用に係る禁止地域等の指定の見直し

宮崎県屋外広告物条例第 8 条第 11 号の規定により知事が指定する区域を次のとおり追加する。

（変更前）

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年 6 月 29 日告示第 630 号）

5 [略]

（2）一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道 327 号	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(変更後)

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年6月29日告示第630号）

5 [略]

(2) 一般国道

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
国道 327 号	<u>土々呂日向線との 交点（日向市大字財 光寺字木原地先）</u>	<u>日向市大字平岩字 大斉 5773 番 4 地先</u>	100m	<u>用途地域等 を除く区域</u>	<u>第 2 種禁止 地域等</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

【理由】

国道 327 号の延伸に伴い、沿道の良好な景観の形成、風致の維持を図る必要があるため。

【施行時期（予定）】

供用開始時期に併せて施行する。

伊勢ヶ浜地区（日向市）の風致地区の指定取消しに係る取扱いの見直し

平成27年に伊勢ヶ浜地区の風致地区の指定が取り消されたことに伴い、日向市より宮崎県屋外広告物条例第8条第1号の規定による禁止地域等（第2種禁止地域等）の指定を行わないよう意見が提出されている。

この件について精査したところ、県は、同地区について、風致地区に指定される前から、日豊海岸国立公園の特別地域であることから同条第4号の規定による禁止地域等（第1種禁止地域等）の指定を行っていたところである。

よって、当該意見にかかわらず、特段、規制の内容等の変更を行わないものとする。